

(Ref S7)



(ChatGPTへの質問)

英国で2025年4月から所得税・譲渡所得税・相続税制の一部変更で、Domiciled statusが廃止され、英国の税務上の居住者年数の概念が導入された詳細を、そもそも Domiciled statusとは何かも含めて教えて下さい。

(ChatGPTからの回答)

英国で2025年4月6日（2025/26税年度）から施行された Domiciled status（ドミサイル・本拠地）制度の変更について、先ずそもそも Domiciled status とは何か、そして何がどう変わったのかを、所得税・譲渡所得税・相続税を中心に分かりやすく解説します。

1) そもそも Domiciled status（ドミサイル=本拠地）とは何か？

英国税務上の Domicile（本拠地）とは、その人が恒久的・永久的に本拠を置く意志を持つ国を指す税制上の概念です。どこに住んでいるか、住居=Residence とは別に、その人の本拠がどこにあるかを判定する為の長期的な結びつきの基準として使われてきました。

典型例として、英国に生まれ育ち長く暮らしている人は、通常 UK domiciled です。生まれは英国でも海外へ拠点を移し、英国へ戻る意志がなければ domicile of origin（出身本拠地）は変更可能です。元々英国外の出身の人で、英國に本質的な拠点が無い場合、Non UK Domiciled（非英國本拠者）となります。家族の拠点・資産・生活の中心・将来どこに死ぬつもりか等が判断要素とされ、実際の居住日数の基準ではありませんでした。

2) 2025年4月6日からの大改革の概要

これまで非英國本拠者（Non UK Domiciled）は、英國税制で有利な取り扱いを受けられるケースがあり、特に以下が特徴でした。

Remittance Basis（送金ベース課税）：英國居住者でも、非英國本拠者なら海外で得た所得・譲渡所得は非課税として、英國に送金（bring into UK）した分だけ納税する選択が出来ました。そのように英國に暫定的に住んでいる場合、海外所得等に税金がかからない優遇が認められていました。これらは英國の国際競争力に繋がる一方で、税収損や公平性の問題が指摘されてきました。

2025年4月6日からの重要な変更点

非英國本拠者（Non UK Domiciled）が廃止され、Domicile は基本的に税に関係せず、2025年4月6日以降、税務上 Domicile status は所得税・譲渡所得税・相続税の主な判断基準として使われなくなりました。UK Domiciled 英本国拠者・Deemed UK Domiciled 見做し英國本拠者・Non UK Domiciled 非英國本拠者と言う区分は税の基本概念として消滅しました。

3) 所得税・譲渡所得税の新制度（Residence-based）

所得税・譲渡所得税は税務上の居住に基づく制度になり、Non UK Domiciled 非英國本拠者向けの送金ベース課税（Remittance Basis）は廃止され、世界中で発生した所得・譲渡所得は発生基準（arising basis）で課税されるようになりました。それに伴い、英国の税務上の居住者に成って最初の4年間に限り、FIG（Foreign Income & Gains）という新制度を適用可能となりました。即ち、10年以上非英國居住者であった人が新たに英国の税務上の居住者になった場合、最初の4年間に限って、一定の条件の下で、海外所得・譲渡所得に対して税額免除等が受けられる制度が導入されました。

対象要件例（概要）

- * 過去10年間、税務上英国の非居住であること
- * 英国で税務上居住者になって最初の4年間であること
- * この最初の4年間 FIG を選択した場合、海外所得・譲渡所得を英国に送金してもしくとも課税されない。但し、所得税の Personal Allowance (£ 12,570) や譲渡所得税の年間非課税枠 (£ 3,000) は適用されない。

特例措置

今回の所得税・譲渡所得税制の一部変更に伴い、以下の経過措置が定められています。

- * TRIG（Temporary Repatriation Facility）：旧制度で蓄積された未送金の海外所得を、2025年4月以降の3年間、低い税率で英国に持ち込める
- * 資産の再評価（Step-up in basis）：特定の条件を満たす Non UK Domiciled 非英國本拠者は、2017年4月5日時点の時価を帳簿価額として、将来の譲渡所得計算に使用出来る場合がある

4) 相続税の新制度

2025年4月5日までの旧制度では、相続税は本拠地（domicile）を重要な判断基準としており、UK Domiciled or Deemed UK Domiciled は国内資産のみならず、世界資産も相続税の対象で、Non UK Domiciled（非英國本拠者）は、英国内資産のみが課税対象となっていました。

それを、2025年4月6日以降の新税制では、domicile の概念は相続税の適用基準から撤廃

され、長期英國居住者（Long-Term UK Resident）と言う新しい基準で判断されるようになりました。

長期英國居住者の判定例

連続 10 年間、あるいは過去 20 年で合計 10 年以上英國の税務上の居住者である場合は、国内資産のみならず世界資産が相続税の対象となる。

長期居住者資格喪失

英國を離れても最大 10 年間は、長期居住者と見做される特例あり。

5) なぜこの改革が行われたのか？

長期間、英國の税制の概念であった Non UK Domiciled 非英國本拠者の優遇は、国際的な富裕層や資産移転を誘引する一方で、税収の損失と公平性の課題が長らく指摘されていました。そこで、政府は税制の簡素化・公平性向上・英國での課税基準の明確化を目的に、domicile に基づく優遇から居住年数に基づく制度へ移行しました。

6) 実務上の影響・注意点

* 2025/26 年度以降は、原則として英國の税務上の居住者は世界中の所得・譲渡所得が課税対象

* しかし、英國の税務上の居住者に成了った最初の 4 年間、確定申告をして FIG の選択可。その際、所得税の Personal Allowance (£ 12,570)・譲渡所得税の非課税控除枠 (£ 3,000) が適用外となる

* 相続税は 10 年の長期居住者基準へ移行

* 海外資産の持ち方・信託の扱い・相続対策の再設計が急務

これにより英國税制は、どこに暮らしているか（Residence）が中心となり、国際的な資産・所得の扱いが大幅に変わりました。